

## 令和2年度飯豊町企業等応援金支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨の宣言がなされ、企業等においても活動自粛要請がなされたことから、町内企業等の経営が危機的な状況にある。業績の著しい低下が認められる企業等に対し企業等応援金（以下「応援金」という。）を支給することにより、企業活動の制限による経営状況の悪化を緩和し、事業を継続できる環境を構築することを目的として令和2年度飯豊町企業等応援金支給事業を実施する。

### (支給対象企業等)

第2条 支給の対象となる企業等は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者で、町内に事業所（従業員のない倉庫等は除く。）を有し本社を置く企業、町内に住所を有する個人（以下「企業等」という。）。ただし、企業に勤務する全従業員のうち町内の事業所にその5割以上が勤務する企業、企業の全生産額・出荷額又は販売額のうち町内の事業所においてその5割以上が勤務する企業、企業の全生産額、出荷額又は販売額のうち町内の事業所においてその5割以上を生産・出荷又は販売する企業は町内に本社を置く企業とみなす。
- (2) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人、農業関係法人（会社法（平成17年法律第86号）の会社又は有限会社も含む。）及び個人、組合（農協、生協等）を除く。
- (3) 経営の実態を確認できる企業等であること。
- (4) 申請する日の属する月を除き直近3か月のうち売り上げの著しい低下が見られるひと月と、前年同時期の売り上げを比較して20%以上の減少が認められる企業等。

### (支給額)

第3条 支給額は、1企業等当たり200,000円とし、1回に限り予算の範囲内で支給するものとする。

### (支給の申請)

第4条 第2条に規定する支給対象企業等であって応援金の支給を受けようとする経営者（以下「申請者」という。）は、令和3年2月26日までに令和2年度飯豊町企業等応援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び減収証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）に、証明書の記載内容を証明できる書類を添付して、町長に提出するものとする。

### (支給の決定及び支給方法)

第5条 町長は、前条に規定する申請書及び証明書を受理したときは、応援金の支給の適否を決定し、その旨を令和2年度飯豊町企業等応援金支給決定通知書(様式第3号)又は令和2年度飯豊町企業等応援金支給却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、応援金の支給決定者に対し、申請者より指定された金融機関へ口座振込により応援金を支給する。

(応援金の返還)

第6条 町長は、申請者が虚偽の申告により応援金の支給を受けたときは、支給した応援金を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

